

# 公 示

公示第82号

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第23号)を別紙のとおり一部改正する。

令和8年2月27日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



○個人タクシー事業の申請に対する審査基準について

新	旧
<p data-bbox="524 316 689 339">公 示</p> <p data-bbox="114 384 271 408">公示第 2 3 号</p> <p data-bbox="192 453 801 477">個人タクシー事業の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="114 557 1104 724">個人タクシー事業（道路運送法第 4 条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="165 767 405 791">平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="562 836 936 860">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="591 904 622 928">記</p> <p data-bbox="120 1019 416 1043">1. (1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="129 1062 353 1086">(4) 法令遵守状況</p> <p data-bbox="176 1106 1104 1217">① 申請日以前 5 年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の 5 年前においてその処分期間が終了していること。</p> <p data-bbox="199 1236 432 1260">(イ) ~ (二) (略)</p> <p data-bbox="199 1279 1104 1391">(ホ) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、<b>覚醒</b>剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法律</p>	<p data-bbox="1608 237 1639 261">旧</p> <p data-bbox="1543 316 1709 339">公 示</p> <p data-bbox="1133 384 1290 408">公示第 2 3 号</p> <p data-bbox="1211 453 1821 477">個人タクシー事業の申請に対する審査基準について</p> <p data-bbox="1133 557 2123 724">個人タクシー事業（道路運送法第 4 条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。）の申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号、以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1184 767 1424 791">平成 1 4 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="1581 836 1955 860">北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p data-bbox="1610 904 1641 928">記</p> <p data-bbox="1140 1019 1435 1043">1. (1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="1149 1062 1373 1086">(4) 法令遵守状況</p> <p data-bbox="1196 1106 2123 1217">① 申請日以前 5 年間及び申請日以降に、次に掲げる処分を受けていないこと。また、過去にこれらの処分を受けたことがある場合には、申請日の 5 年前においてその処分期間が終了していること。</p> <p data-bbox="1218 1236 1429 1260">(イ) ~ (二) (略)</p> <p data-bbox="1218 1279 2123 1391">(ホ) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）、<b>覚せい</b>剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）、売春防止法（昭和 31 年法</p>

第 118 号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分

(へ)～(ト) (略)

②～⑤ (略)

(5)～(7) (略)

(8) 自動車車庫

①～⑤ (略)

⑥ 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出があること。ただし、所有者不明等の事情により取得が困難といった事情がある場合は承諾書の取得に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合は、新たな車庫を確保する旨も記載した書面の提出でも可能とする。

⑦～⑧ (略)

(9) (略)

(10) 法令に関する知識

試験実施公示で定めるところにより行う法令の試験に合格した者であること。

試験に合格した者とは、試験実施公示 I. に規定する事前試験に合格した者であって、以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しない者をいう。

(ア) 申請前に法令の試験に合格している者(以下「申請前合格者」という。)であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。

(イ) 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。

(ウ) 申請前合格者であって、試験実施公示 II. 5. (2) の規定により合

律第 118 号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分

(へ)～(ト) (略)

②～⑤ (略)

(5)～(7) (略)

(8) 自動車車庫

①～⑤ (略)

⑥ 計画する事業用自動車の出入りに支障がなく、前面道路が車両制限令(昭和 36 年政令第 265 号)に抵触しないものであること。また、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。

前面道路等の確認は、公道である前面道路及び私道に接続する公道については、道路幅員証明書(前面道路が出入りに支障がないこと及び通行に支障がないことが明らかな場合を除く。)、また、私道については、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出により行うこととする。

⑦～⑧ (略)

(9) (略)

(10) 法令に関する知識

試験実施公示で定めるところにより行う法令の試験に合格した者であること。

試験に合格した者とは、試験実施公示 I. に規定する試験のいずれかに合格した者であって、以下の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しない者をいう。

(ア) 申請前に法令の試験に合格している者(以下「申請前合格者」という。)であって、申請する営業区域と受験した営業区域が相違している者。

(イ) 申請前合格者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了している者。

(ウ) 申請前合格者であって、試験実施公示 II. 5. (2) の規定により合

格が無効とされた者。

(11) (略)

(12) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

毎年度5月1日から5月31日まで、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までの間とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第77号）」Ⅱ. 1. に基づき北陸信越運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

②～⑤ (略)

2. (略)

3. (1) (略)

(2) 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

①～⑧ (略)

⑨ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。

⑩～⑮ (略)

(3) (略)

格が無効とされた者。

(11) (略)

(12) 申請及び処分の時期等

① 申請の受付

毎年9月1日から9月30日までとする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。

なお、タクシー適正化・活性化特措法第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の受付は行わない。

また、タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請は、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第77号）」Ⅱ. 1. に基づき北陸信越運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

②～⑤ (略)

2. (略)

3. (1) (略)

(2) 新規許可等に付す条件

新規許可又は譲渡譲受認可若しくは相続認可（以下「許可等」という。）に当たっては、少なくとも次の条件を付すこととする。

①～⑧ (略)

⑨ 刑法、暴力行為等処罰に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、売春防止法、銃砲刀剣類所持等取締法のいずれかに抵触する行為により処罰を受けた場合には、許可を取り消すことがあること。

⑩～⑮ (略)

(3) (略)

4. ～9. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第82号で一部改正)  
改正後の公示は、令和8年2月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

別表 (略)

4. ～9. (略)

附 則 (略)

別表 (略)